

第5期

恵庭市地域福祉計画

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度



令和8年3月

恵庭市

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格(法による位置づけ、関連計画との関係)	2
3. 計画の期間	3
4. 圏域の考え方	4

第2章 計画の背景

1. 地域福祉を取り巻く国の動向	
地域共生社会の実現に向けた動き	5
その他関連法案等の成立	6
2. 地域福祉を取り巻く恵庭市の動き	
地域包括ケアシステムの構築と推進	7
こども家庭センターの設置	7
ケアラー支援の推進	7

第3章 恵庭市の現状

統計からみた恵庭市の現状	8
--------------	---

第4章 基本理念と基本施策

1. 基本理念	16
2. 基本方針	16
3. 施策の体系	17

第5章 施策の内容と取組方針

基本方針 1

施策 1 包括的な支援体制の整備	19
取組方針 1 包括的な相談支援体制の構築	20
取組方針 2 地域福祉コーディネーターによる地域づくりの推進	21
取組方針 3 社会とのつながりや参加を支援する機能の構築	22
取組方針 4 とりこぼさない支援を考えるプラットフォームの構築	23

基本方針 2

施策 1 高齢者への支援	24
取組方針 1 身寄りのない高齢者等への支援体制の構築	24
取組方針 2 災害時の要配慮者安否確認プロセスの構築	25
取組方針 3 アドバンス・ケア・プランニング (ACP) の周知・啓発	26
施策 2 障がい者(児)への支援	27
取組方針 1 障がい分野における重層的な相談支援体制の推進	27
取組方針 2 地域生活支援拠点等の整備	28
施策 3 こども・子育て家庭への支援	29
取組方針 1 こどもまんなか社会の実現に向け、こどもの視点に立った育ちへの支援	29

取組方針 2	こどもの健やかな成長と子育て家庭への切れ目のない支援 とこどもの安心と安全を支える地域づくり生活困窮者自立支援事業の周知・充実	29
取組方針 3	貧困や格差を解消し、全てのこども・若者の育ちと自立への支援	30
施策 4	生活困窮者への支援	31
取組方針 1	生活困窮者自立支援事業の周知・充実	31
取組方針 2	住宅確保用配慮者の支援（住まいの確保に向けた支援体制の構築）	32
基本方針 3		
施策 1	福祉教育の推進	33
取組方針 1	地域や学校における福祉教育の推進	33
取組方針 2	職員に対する福祉研修の実施	34
施策 2	地域福祉活動の担い手養成	35
取組方針 1	民生委員児童委員の活動支援・担い手確保の推進	35
取組方針 2	老人クラブや様々な地域団体への支援	36
施策 3	福祉人材の確保・育成	37
取組方針	行政並びに関係機関との連携強化	37
基本方針 4		
施策 1	地域活動等への参加支援	38
取組方針	地域における集いの場の充実	38
施策 2	地域や関係機関との連携強化	39
取組方針	市民団体・事業所などとの連携と協働の推進	39
第6章	再犯防止推進計画	40
第7章	成年後見制度利用促進計画	44
第8章	計画の推進に向けて	
1.	計画の周知	47
2.	推進体制	47
3.	進捗管理	47

1 計画策定の趣旨

かつての地域社会は、人々の相互の助け合いのもと、生活の様々な場面で支え合う機能が存在していました。

社会保障制度は、社会情勢の変化や複雑化に応じ、高齢者や障がいのある方、そして子ども等の個々の対象に応じる形で制度化されてきた経緯があります。

しかし、人々が生活する上で生じ得る課題は、介護、子育て、障がい、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして孤立など、いわば「くらし」と「しごと」の全般にまで及びます。

こうした本人や世帯の課題を包括的に受け止めるためには、本人や世帯を「制度」の枠組みから見のではなく、本人や世帯が抱える様々な困りごとのみならず、生きる意欲や力、生きる希望といった強みや思いを引き出しながら必要な支援を考えていくことが重要であり、本人や世帯の「くらし」と「しごと」を包括的に支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが求められています。

国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会の実現」に向け、本格的な取組が開始されてから10年弱が経過する中、平成29(2017)年の社会福祉法改正により、全市町村に対して、包括的な支援体制の整備を努力義務化するほか、令和2(2020)年の法改正において、重層的支援体制整備事業を創設するなどの取組が進められてきました。

こうした状況の中、本市における包括的な支援体制の整備に向けた取組を推進するとともに、「第4期恵庭市地域福祉計画」が令和8(2026)年3月をもって終了することから、第5期計画を策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、本市の地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画です。

【社会福祉法における位置づけ(抜粋)】

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下、「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

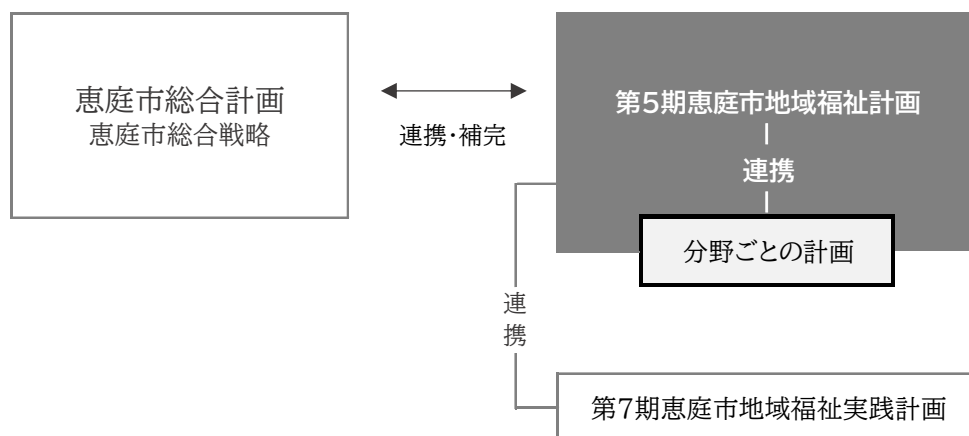
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■他の計画との関係

本計画は、「恵庭市総合計画」に基づく個別計画のひとつであり、福祉分野の「上位計画」として、各福祉分野に共通する概念である地域福祉を推進するための基本指針となります。

また、本市の地域福祉の推進に大きな役割を担っている恵庭市社会福祉協議会(社協)が策定する「恵庭市地域福祉実践計画」との十分な連携を図ります。

あわせて、成年後見制度の利用促進に関する法律第 14 条に基づく「成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づく「再犯防止推進計画」を包括する計画としています。



3 計画の期間

計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。なお、社会経済状況等に大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

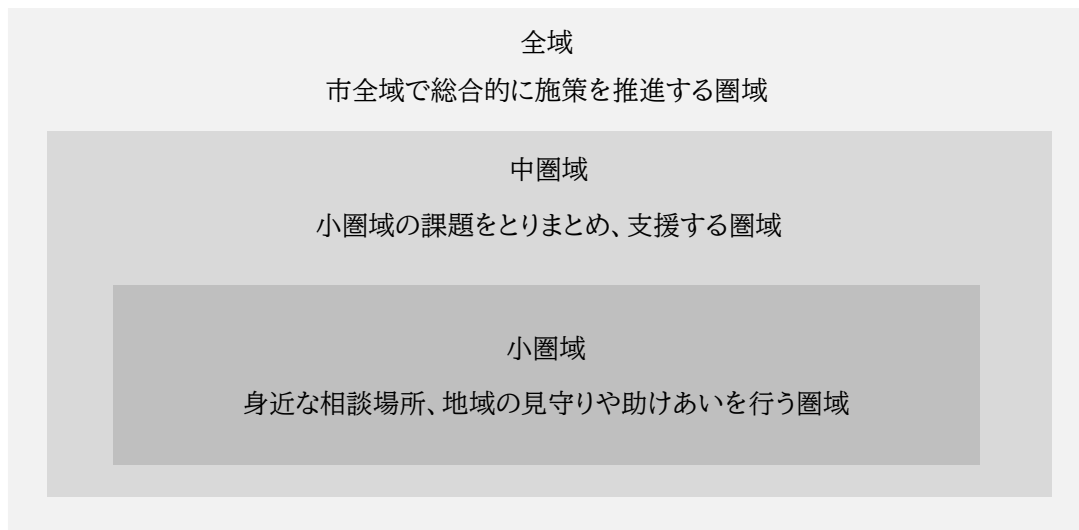
計画名	年度										
	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032	令和15 2033	
総合計画			第6期 2026-2035								
地域福祉計画			第5期 2026-2030								
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画		第9期 2024-2026									
えにわ障がい福祉プラン		2024-2026									
えにわっこ ☆すこやかプラン			第3期 2025-2029								
第2次いのち支える 恵庭市自殺対策計画			第2期 2025-2033								
ケアラー支援推進計画			2024-2028								
(仮称)恵庭市重層の支援 体制整備事業実施計画			2026-2030								

4 圏域の考え方

高齢者、こども・子育て等の分野別計画等で定める圏域や、福祉以外の分野で定める圏域との関係を踏まえ、福祉サービスの提供や支援等の機能に応じて、地域を重層的に捉える必要があります。

本計画では、住民に身近な小圏域、小圏域をとりまとめる中圏域、全域の3層で地域を捉え、適時適切な支援が行き届くよう体制・地域づくりを進めます。

【圏域のイメージ】



【各圏域に想定される区域等】

圏域	想定される区域	期待される役割
全域	市全域	施策の総合的な実施、市全般の課題の共有 地域福祉全体のとりまとめ
中圏域	地域包括支援センターが設置されている4つの日常生活圏域	地域福祉コーディネーター等による地域課題等のとりまとめ、小圏域の活動支援
小圏域	町内会、小学区等	地域の各行事の催し、サロン等、身近な集いの場の設置、生活課題の把握

1 地域福祉を取り巻く国の動き

■地域共生社会の実現に向けた動き

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

○平成28(2016)年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定

子ども・高齢者・障害者など全ての人々が、地域や暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。

○平成30(2018)年4月 改正社会福祉法の施行

「地域共生社会」の実現に向け、市町村における包括的な支援体制の整備や地域福祉計画策定の努力義務化などが規定されました。

○令和元(2019)年5月 地域共生社会推進検討会の設置

○令和元(2019)年12月 地域共生社会推進検討会「最終とりまとめ」

各市町村における包括的な支援体制の整備の在り方や、必要となる社会保障・生活支援の機能を検討するための「地域共生社会推進検討会」が設置され、令和元(2019)年12月に「最終とりまとめ」が公表されました。

○令和3(2021)年4月

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行

地域共生社会の実現に向け、市町村による包括的な支援体制を整備するための施策を具体化する手段として、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

○令和6(2024)年1月 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行

急速な高齢化が進展する中、認知症高齢者に対する正しい知識・理解を深め、認知症の人を含めた国民一人ひとりが個性と力を発揮し、人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会の推進が掲げられました。

■その他関連法案等の成立

○障害者差別解消法の成立

「障害者差別解消法」では、行政機関や事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止するほか、障がいのある人から申出があった場合に合理的配慮の提供を求めることなどを通じて「共生社会」を実現することを目指しています。改正法により、令和6(2024)年4月から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケア児の健やかな成長を図るほか、その家族の離職の防止や、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現を目指し、令和3(2021)年9月に施行されました。

○こども家庭庁の設立・こども基本法の施行

子どもを取り巻く危機的な状況を踏まえ、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現を推進するため、令和5(2023)年4月に「こども基本法」が施行され、同年同月に「こども家庭庁」が設立されました。

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行

現代社会における「女性をめぐる課題」は、複雑化・複合化しており、「婦人保護事業」を「売春防止法」から切り離した新たな制度として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6(2024)年4月に施行されました。

○孤独・孤立対策推進法の施行

孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とするため、状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげるほか、見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進するため、「孤独・孤立対策推進法」が令和6(2024)年4月に施行されました。

2 地域福祉を取り巻く恵庭市の動き

■地域包括ケアシステムの構築と推進

地域包括ケアシステムは、高齢者が、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的・包括的に提供される状態を目指すものです。

- 本市では、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターを中核として、高齢者の総合相談や困難事例への助言等を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進を図ってきました。
- 在宅医療・介護連携支援センター「りんく」を中心に、医療介護連携の体制づくりを推進する中、患者・利用者の情報を効率的・効果的に共有する手段であるとともに、多機関・多職種による有機的な連携を強化し、ネットワークを構築するためのICTツールとして、令和 7(2025)年度から「電子@連絡帳」を導入し、同年 8 月から本格運用を開始しました。
- 令和 3(2021)年には、国により、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築することが適当と示されたことから、本市では、地域包括ケアシステムの考え方を高齢者・精神障がい以外の分野にも広げ、分野を問わない包括的な支援体制を推進していきます。

■こども家庭センターの設置

- 本市では、「えにわっこ応援センター」を令和5(2023)年 4 月に設置し、妊産婦・乳幼児の健康の保持・増進や児童虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への切れ目のない支援を関係機関と連携・協働し、包括的に提供しています。
- 統括支援員、保健師などの相談支援を行う専門職員を配置し、全ての妊産婦、子育て家庭、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が連携し、一体的に相談支援を推進しています。

■ケアラー支援の推進

- 本市では、令和 6(2024)年 4 月、介護者(ヤングケアラー・若者ケアラーを含むケアラー)を社会全体で支えるため「恵庭市ケアラー支援条例」を制定しました。
- 支援条例では、「普及啓発の促進及び理解の促進」、「ケアラーの早期発見及び相談の場の確保」、「ケアラーを支援するための地域づくり」の3つの柱を基本的施策とし、全てのケアラーとそのまわりの全ての人が自分らしく、いきいきと安心して生活できる社会の実現を目指しています。

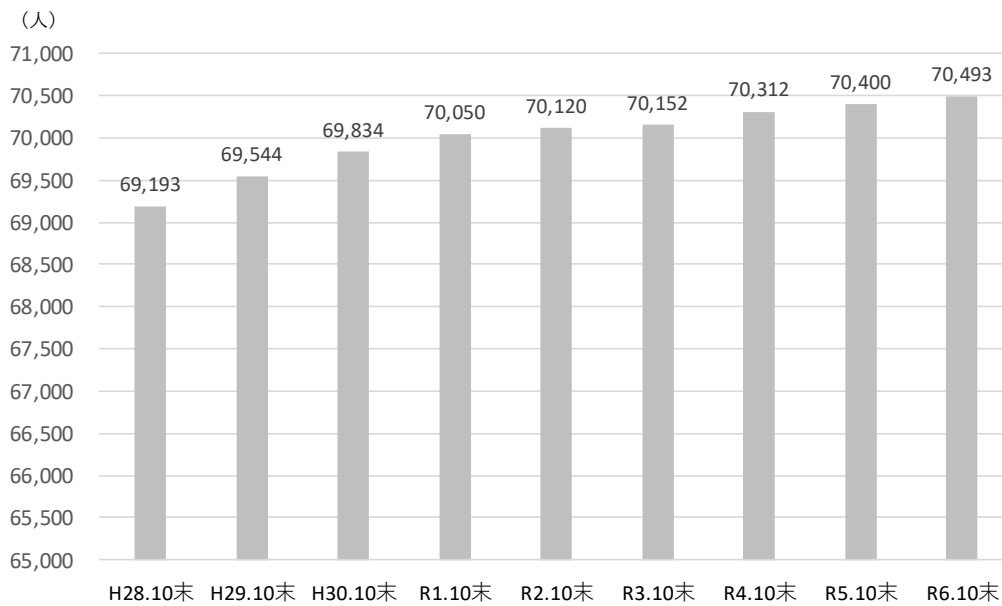
統計からみた恵庭市の現状

■人口の推移等

ここ近年の人口と世帯数は増加の傾向にあります。

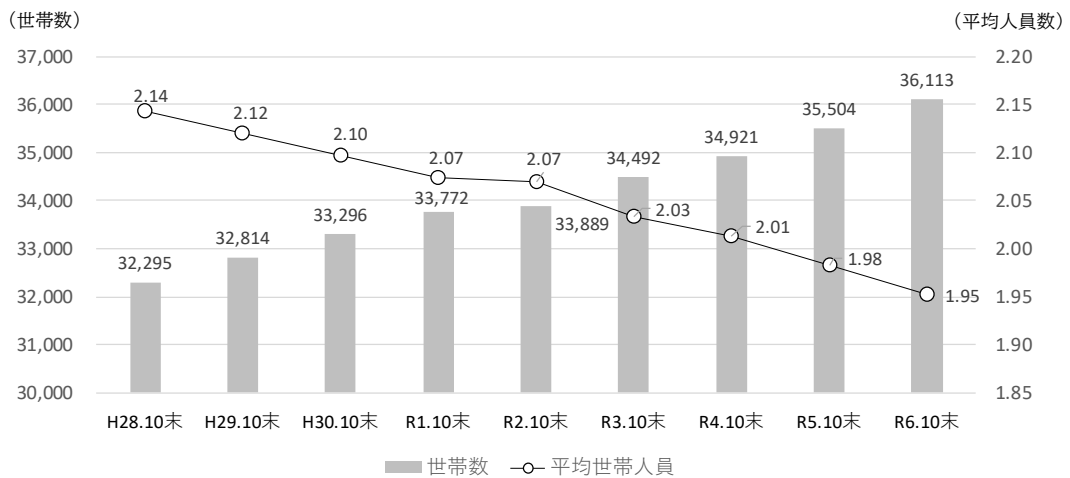
一方で、世帯ごとの平均の人数は減少傾向にあることから、少子化や高齢化の影響により、夫婦のみや単身世帯が増加している傾向にあることがわかります。

図1・人口の推移



<出典:住民基本台帳(各年10月1日現在)>

図2・世帯と平均人員の推移

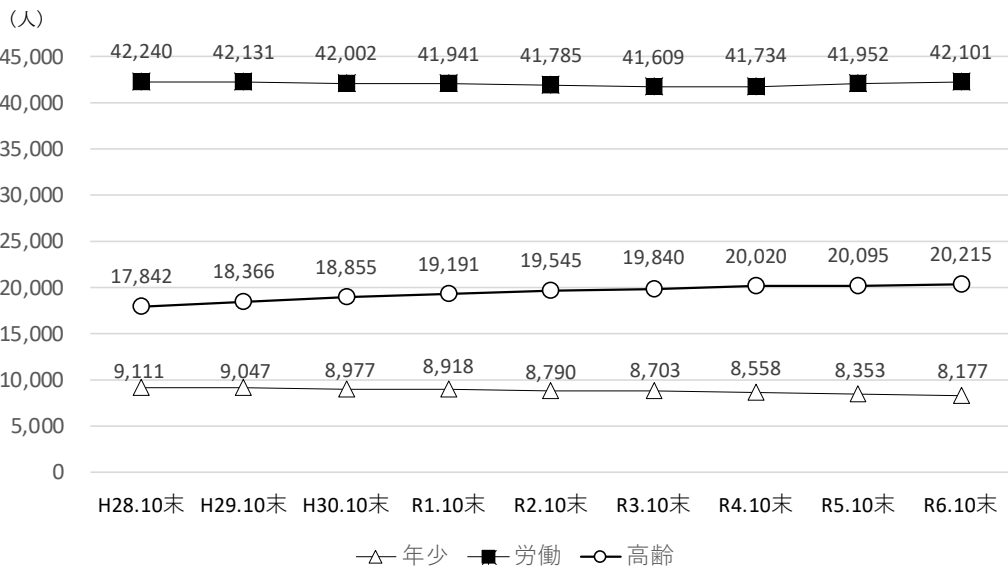


<出典:住民基本台帳(各年10月1日現在)>

年齢3区分別では、年少人口が減少する一方、高齢人口は増加しています。労働人口については、令和3(2021)年まで減少していましたが、令和4(2022)年から増加傾向に転じています。構成比においても同様ですが、平成28(2016)年では高齢化率が25.8%に対し、令和6(2024)年では28.7%と、約3%の伸びが見られ、高齢化が加速している現状にあります。

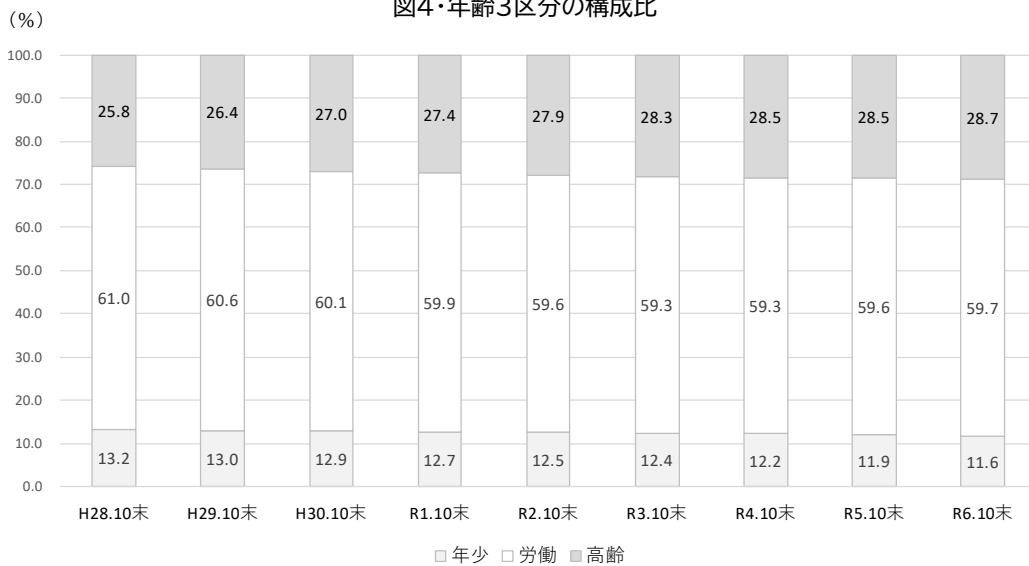
*年少人口:0歳～14歳 労働人口:15歳～64歳 高齢人口:65歳以上

図3・年齢3区分別人口の推移



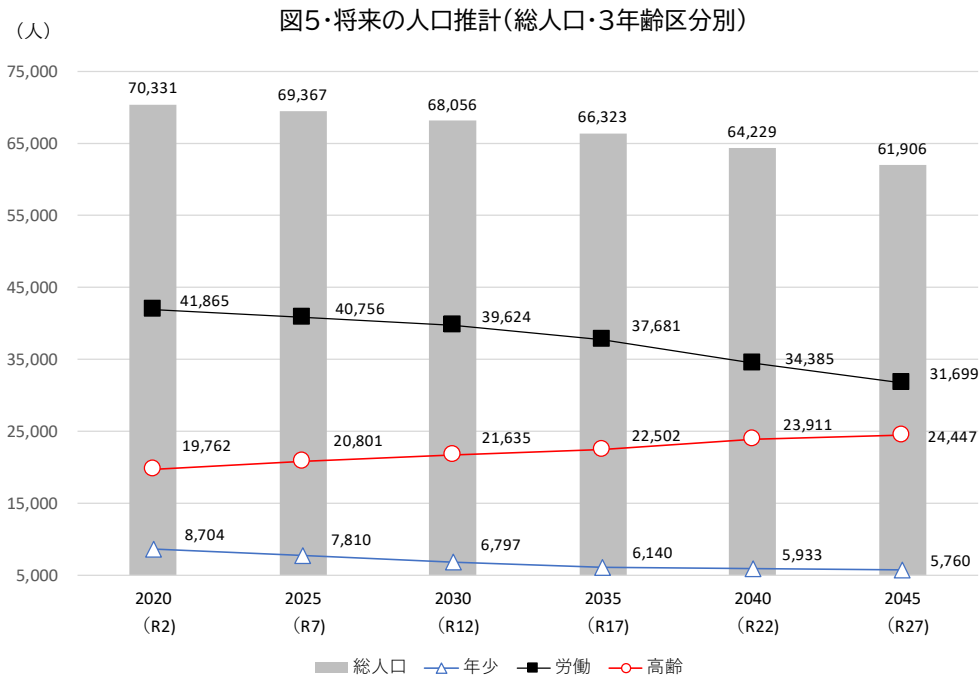
<出典:住民基本台帳(各年10月1日現在)>

図4・年齢3区分の構成比

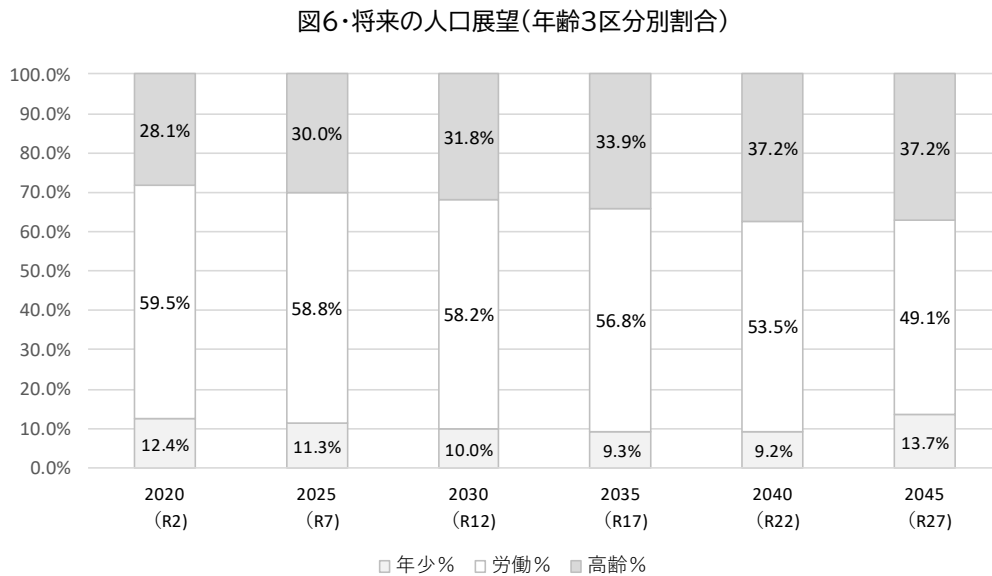


<出典:住民基本台帳(各年10月1日現在)>

将来の人口推計では、年少人口が減少する一方、高齢人口は増加しています。2045年には総人口が約62,000人となり、労働人口は50%を下回ると推計されています。



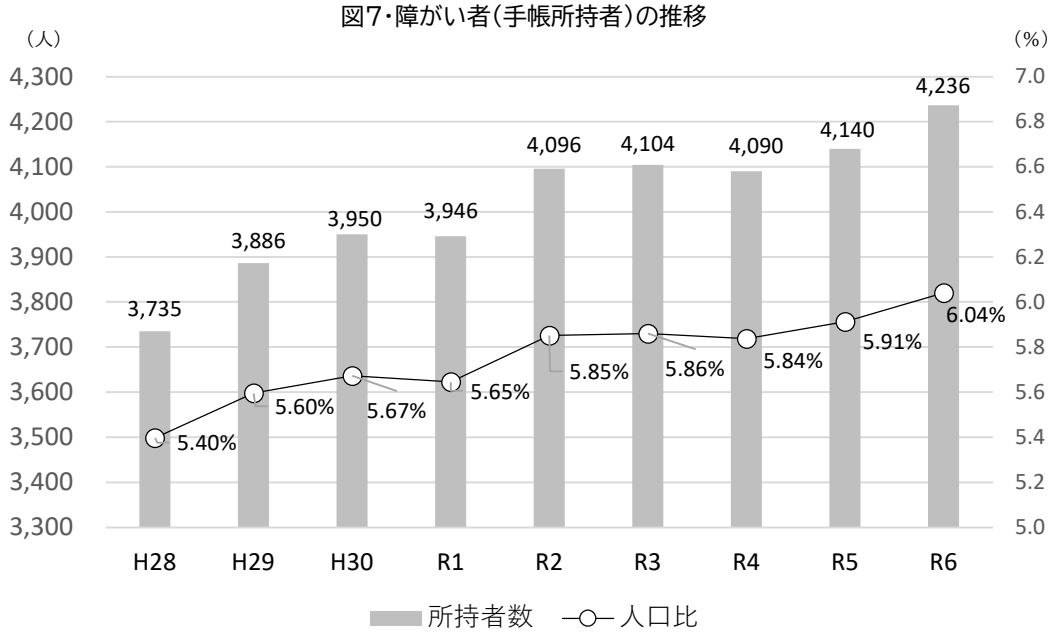
<出典:「恵庭市人口ビジョン2019」企画振興部企画課>



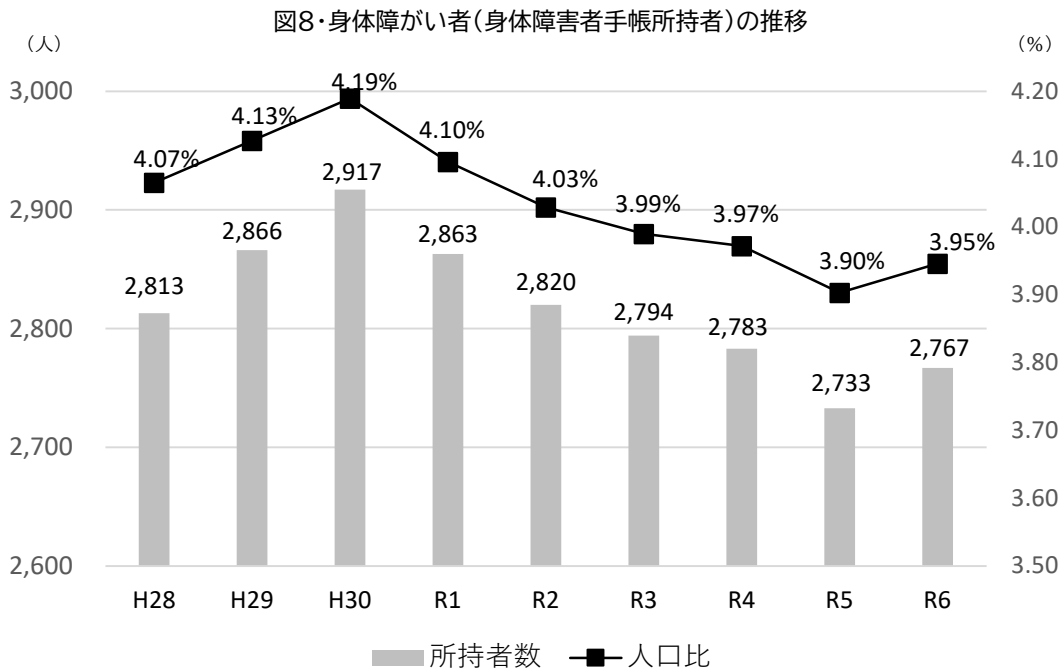
<出典:「恵庭市人口ビジョン2019」企画振興部企画課>

■障がいのある方の状況

障がいのある方(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者)は、令和 6 (2024)年で 4,236 人、人口に占める割合は約 6.0%となっています。近年は微増傾向にあります。

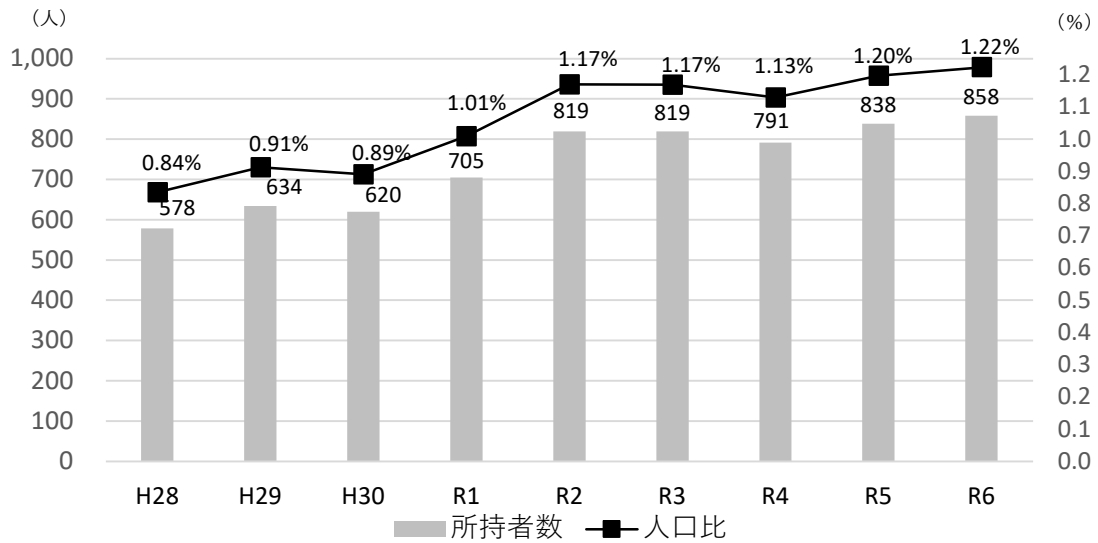


<出典:保健福祉部 障がい福祉課>



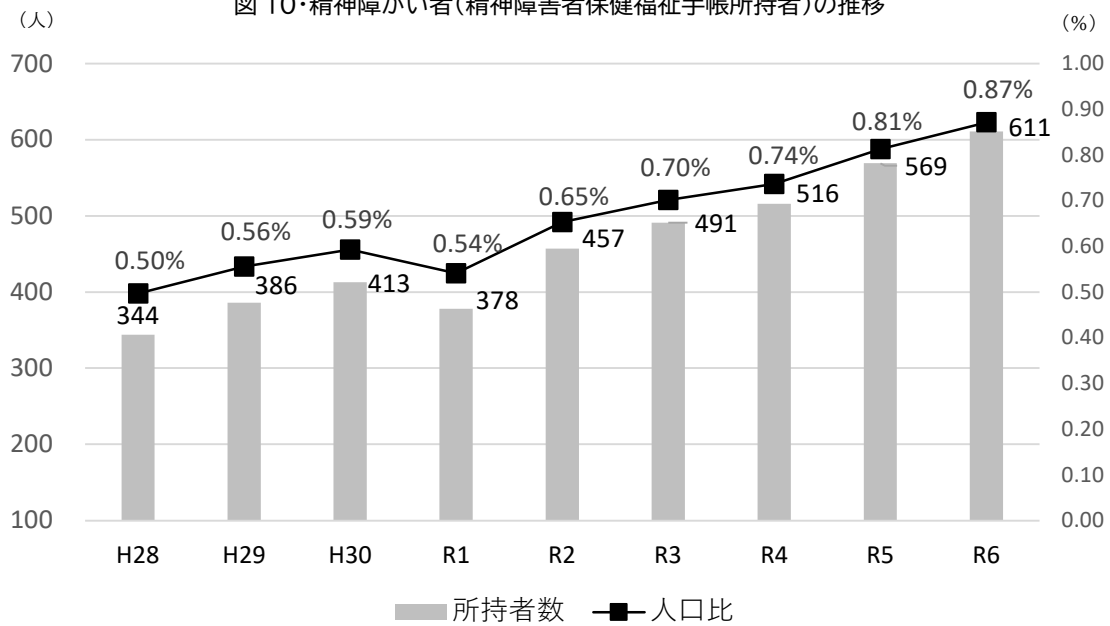
<出典:保健福祉部 障がい福祉課>

図9・知的障がい者(療育手帳所持者)の推移



<出典:保健福祉部 障がい福祉課>

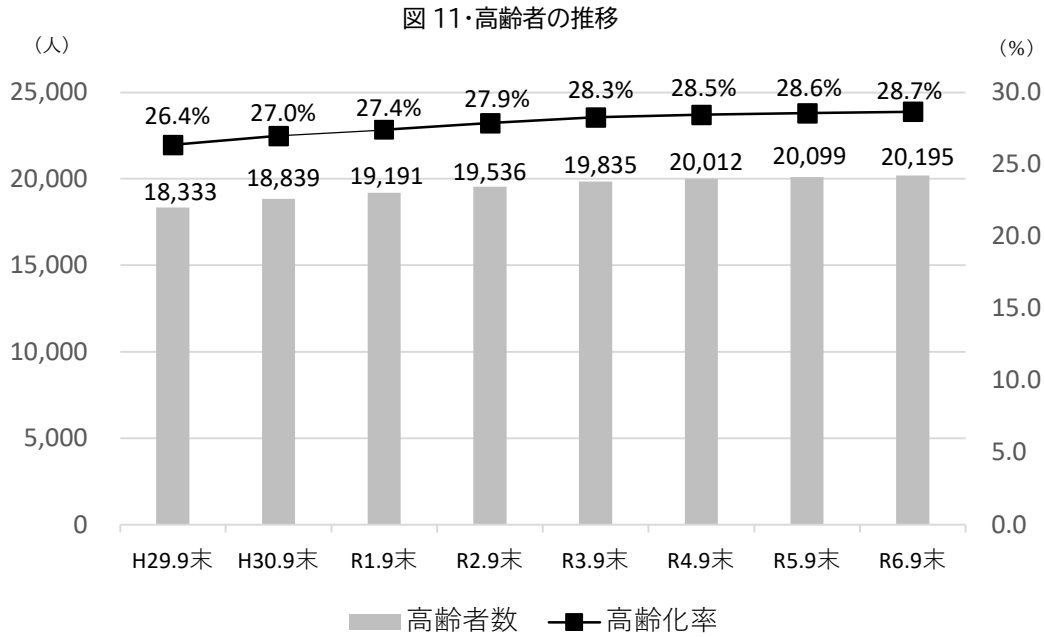
図10・精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳所持者)の推移



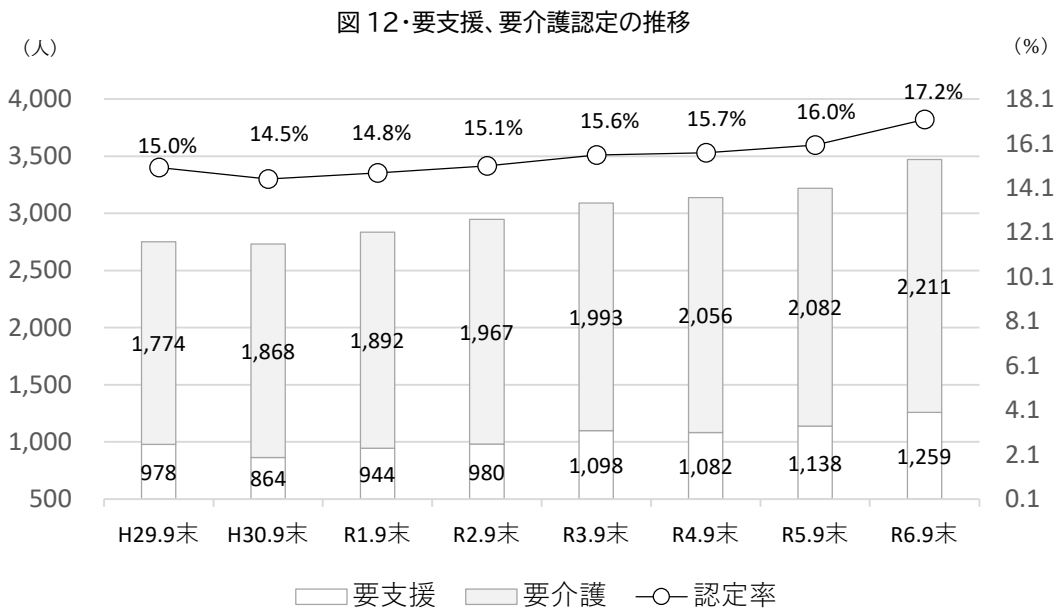
<出典:保健福祉部 障がい福祉課>

■高齢者の状況

平成29(2017)年の高齢者数・高齢化率は、18,333 人・26.4%ですが、令和6(2024)年では、20,195 人・28.7%と、着実に高齢化が進展しています。認定率については、要介護及び要支援ともに微増しています。



<出典:保健福祉部 介護福祉課>

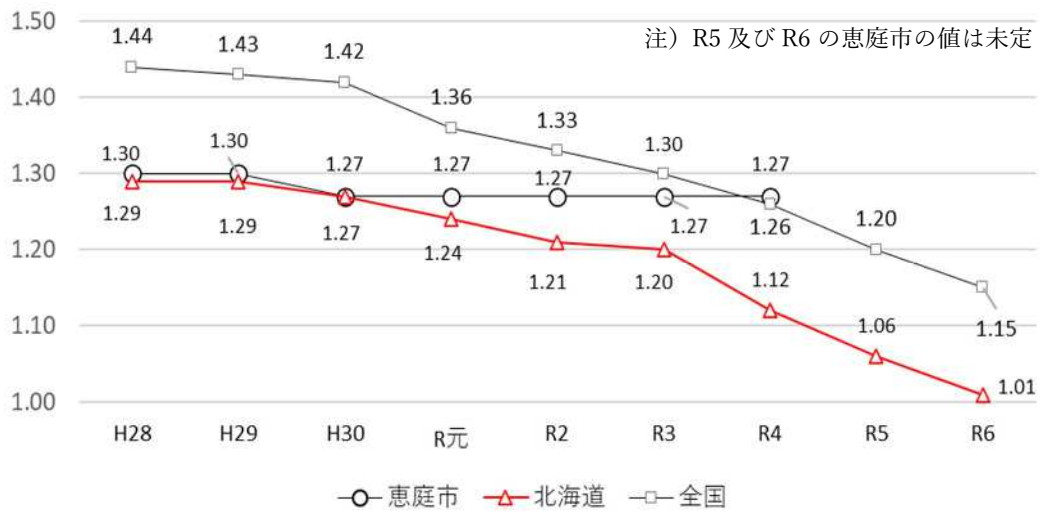


<出典:保健福祉部 介護福祉課>

■こどもの状況

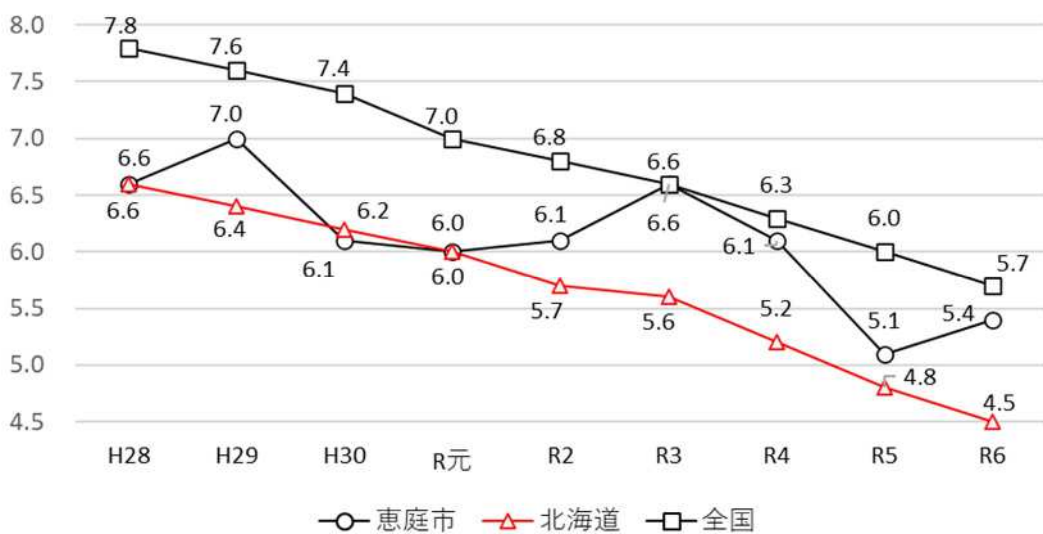
合計特殊出生率・千人あたりの出生率とも、令和4(2022)年をみると全国平均とほぼ同率、北海道平均よりは高くなっています。また、両者の出生率とも、平成28(2016)年と令和4(2022)年を比較すると減少傾向となっており、少子化の傾向が顕著になっています。

図 13・合計特殊出生率の推移



< 出典: 人口動態特殊報告、北海道保健統計年報、人口動態調査 >

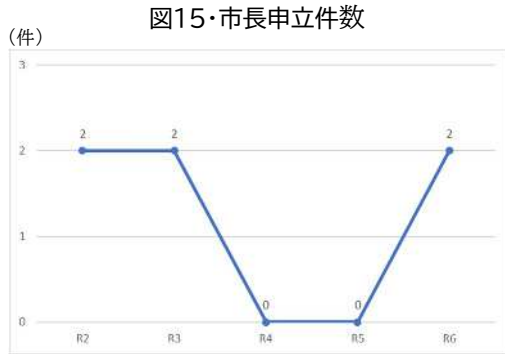
図 14・千人あたりの出生率



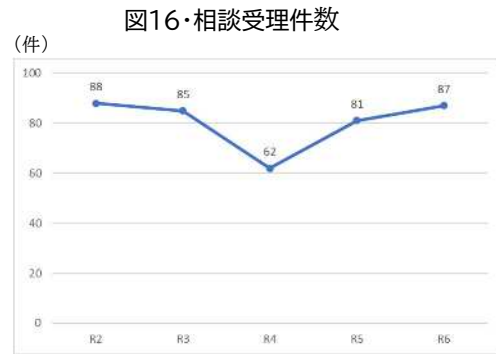
< 出典: 北海道保健統計年表、人口動態調査 >

■成年後見の状況

本市が実施主体となり、制度利用の申立てを行う親族等がない方、または難しい方に対する市長申立手続きは令和2(2020)年度以降ほぼ横ばいで推移していますが、令和7(2025)年に団塊の世代が後期高齢者となり、相談件数は今後増加すると想定されます。



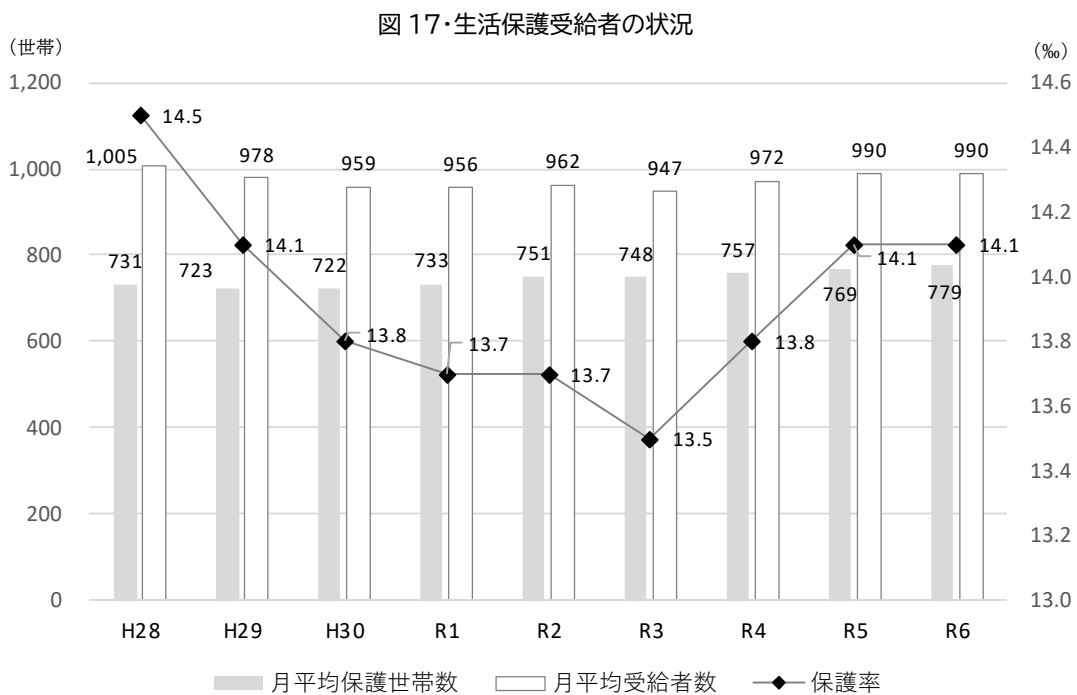
<出典:保健福祉部 介護福祉課>



<出典:保健福祉部 介護福祉課>

■生活保護受給者の状況

生活保護受給者の増減は、経済情勢や景気動向により左右される傾向があります。現在、日本経済が長期にわたる物価上昇に直面しており、月平均保護世帯数は微増の状況が続いています。今後、生活困窮者の増加も予想されるところとなっています。



<出典:保健福祉部 福祉課>

1 基本理念

■計画の目指す姿

- 令和3(2021)年に施行された改正社会福祉法では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備していく観点から、市町村における支援体制の構築支援や介護人材確保の取組強化など所要の措置を講じ、もって地域共生社会の実現を図ることとされました。
- このことは、地域住民や社会福祉事業者等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする方が地域の一員として様々な分野の活動に参加できるよう努めなければならないとする地域福祉推進の目的と相通ずるものとなっています。
- こうした趣旨を踏まえ、本計画における基本理念を「笑顔で紡ぐ ささえあうまち えにわ(輪)」とし、地域共生社会の実現に資する取組を推進していきます。

2 基本方針

基本理念に基づき、本計画期間内では、次の4つを基本方針に位置づけることとします。

- 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり～重層的支援体制の構築
- 支援が必要な人を支える仕組みづくり
- 地域福祉を支える人づくり
- 地域福祉を推進する地域づくり



3 施策の体系

基本方針	施策
1 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり ～重層的支援体制の構築	1 包括的な支援体制の整備
2 支援が必要な人を支える仕組みづくり	1 高齢者への支援
	2 障がい者(児)への支援
	3 こども・子育て家庭への支援
	4 生活困窮者への支援
3 地域福祉を支える人づくり	1 福祉教育の推進
	2 地域福祉活動の担い手養成
	3 保健福祉人材の確保・育成
4 地域福祉を推進する地域づくり	1 地域活動等への参加支援
	2 地域や関係機関との連携強化

第4章 基本理念と施策

基本方針	施策	取組方針	主な取組
1	1	包括的な相談支援体制の構築	専門相談支援機関のサポート体制強化 各専門相談支援機関の連携体制強化 重層支援推進員の配置 重層支援推進部会の設置・運営
		地域福祉コーディネーターによる地域づくりの推進	地域福祉コーディネーターの配置 地域福祉コーディネーターの活動事例の蓄積・共有
		社会とのつながりや参加を支援する機能の構築	社会参加のきっかけづくり 地域活動に関する積極的な情報発信 こども・若者支援の充実
		とりこぼさない支援を考えるプラットフォームの構築	コアメンバー会議による企画・運営 「とりこぼさない支援を生み出す」交流会の開催
2	1	身寄りのない高齢者等への支援体制の構築	国が進める「総合的な支援パッケージの支援」モデル事業の把握と分析
		災害時の要援護者安否確認プロセスの構築	災害時の要配慮者(避難行動要支援者)の安否確認のプロセス検討
		アドバンス・ケア・プランニング(ACP)の周知・啓発	高齢者の暮らしを支えるケアマネジメントの強化 救急医療と在宅医療の連携構築 医療及び介護従事者向け研修
	2	障がい分野における重層的な相談支援体制の推進	基幹相談支援センターの設置 相談支援体制の充実・強化
		地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点の面的整備 人材育成・地域づくり
	3	こどもまんなか社会の実現に向け、こどもの視点に立った育ちへの支援	こどもの権利擁護と安心な環境づくり
		こどもの健やかな成長と子育て家庭への切れ目のない支援とこどもの安心と安全を支える地域づくり	こどもの安心な居場所づくり
		貧困や格差を解消し、全てのこども・若者の育ちと自立への支援	子育て家庭への支援
	4	生活困窮者自立支援事業の周知・充実	WebサイトやSNSなどを通じた事業周知の継続・拡大 支援会議や任意事業など新たな取り組みを通じた各支援機関の連携強化・相互補完
		住宅確保要配慮者の支援 (住まいの相談に対応できる体制の構築)	住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の検討
3	1	地域や学校における福祉教育の推進	福祉に関する講座の実施 イベントや施設での様々な体験事業 地域交流活動の推進
		職員に対する福祉研修の実施	新規採用職員への研修の実施 福祉専門職(市職員及び関係機関職員)への研修の実施
	2	民生委員児童委員の活動支援・担い手確保の推進	民生委員児童委員活動の認知・啓発の推進 ICT活用等による民生委員児童委員活動内容の見直し・検討 民生委員児童委員活動における研修・他機関との交流を強化 小中学生による民生委員体験事業
		老人クラブや様々な地域団体への支援	老人クラブ活動の支援 地域内のネットワークの構築、社会活動の推進 市、社会福祉協議会、企業、大学が連携・協働できるしくみづくり 多様な主体の参画推進
	3	行政並びに関係機関との連携強化	官民連携による計画的な人材確保の推進 事業者や福祉専門職等向けの研修の実施
4	1	地域における集いの場の充実	町内会所管課との情報共有・連携 恵庭市社会福祉協議会と連携した活動の発展・充実 「とりこぼさない支援を考える交流会」の開催
		市民団体・事業所などとの連携と協働の推進	恵庭市版地域共生社会の実現に向けた研修会の開催 「とりこぼさない支援をうみだす交流会」の開催 生活困窮者就労準備支援事業など参加支援事業の積極的な周知 農福連携の推進

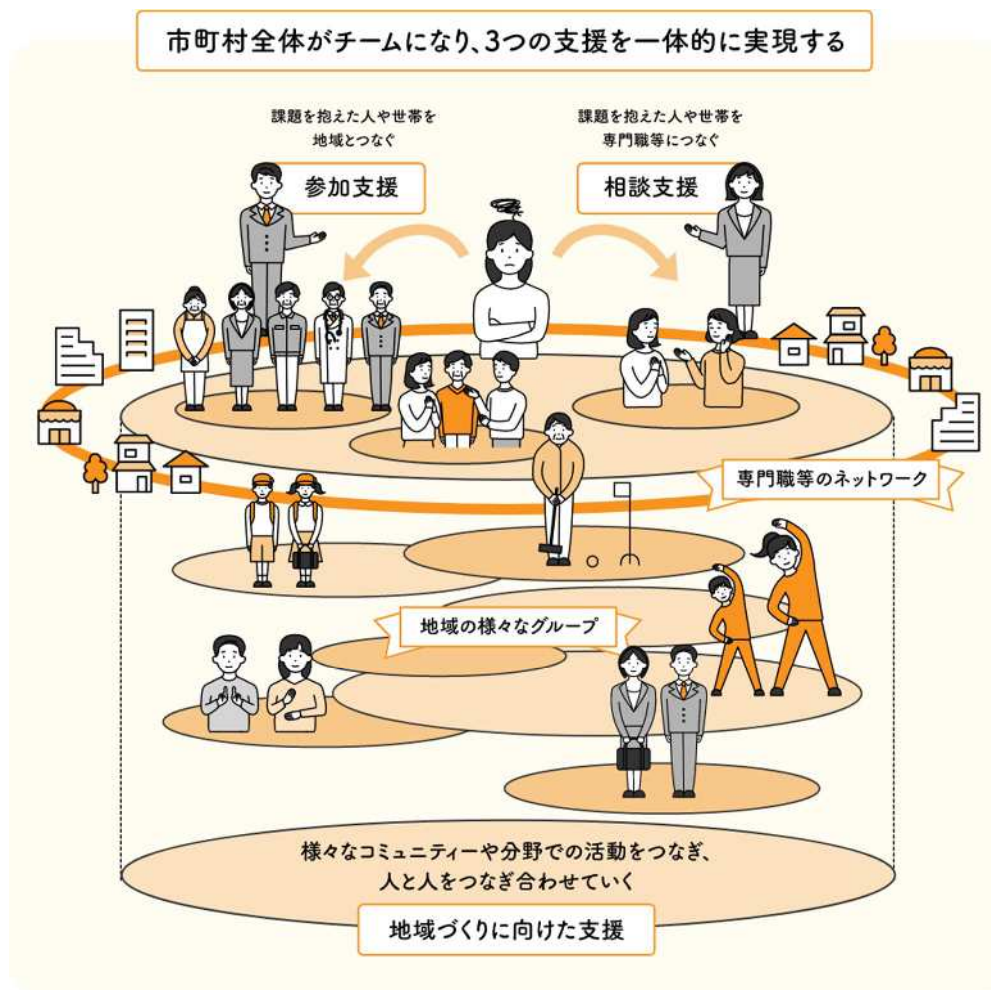
基本方針1 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり～重層的支援体制の構築

◆施策1 包括的な支援体制の整備

【施策の目標】

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を推進していきます。

重層的支援体制整備事業のイメージ



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

◆取組方針1 包括的な相談支援体制の構築

- 既存の介護、障がい、こども、生活困窮の相談支援に係る専門相談機関や、市役所の福祉相談窓口のいずれにおいても、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、「断らない相談窓口」として、いったん全ての相談を受け止めます。
- 受け止めた相談については、必要に応じ、適切な相談窓口、関係機関につなぐとともに、制度の狭間の課題や複雑化・複合化した課題を抱えている人・世帯に対しては、分野横断的な支援を行っていきます。
- 単独の組織や通常の連携では対応が困難な複雑化・複合化した課題については、「多機関協働事業」につなぎ、多職種・多機関連携による「支援会議」において、支援方針の検討を行います。
- 検討された支援方針は、「重層支援担当者会議」で審議され、チームアプローチによる支援を行っていきます。
- 支援の進捗状況は、随時、「重層支援担当者会議」で報告し、状況に応じて、「終結」、「経過観察」、「支援方針」の再検討を行います。

■主な取組

- ・専門相談支援機関のサポート体制強化
- ・各専門相談支援機関の連携体制強化
- ・重層支援推進員の配置
- ・重層支援推進部会の設置・運営

■個別計画等

- ・(仮称)恵庭市重層的支援体制整備事業実施計画

《包括的とは》

誰ひとり取り残さない/組織・制度・分野を超える/あらゆる資源・人材とつながり、交ざりあい、包み込む

◆取組方針2 地域福祉コーディネーターによる地域づくりの推進

- 地域福祉コーディネーターは、対象者を高齢者に限定せず、支援を必要とする全ての人の相談を受け止め、課題を整理し、必要な福祉サービスや専門機関につなぐ役割を担います。
- 地域で発見された生活課題の解決に向け、アウトリーチ（訪問）や社会資源の把握および開発を行い、地域活動に関わるネットワークの構築を進めます。
- 民生委員・児童委員との連携を図り、これまで以上にきめ細やかな相談支援や地域づくりに資する支援を強化するため、4つの日常生活圏域ごとに設置されている地域包括支援センターに地域福祉コーディネーター各1名を配置します。
- 市は、各分野の専門職や地域福祉コーディネーターの連携・協働による活動事例を蓄積・共有し、地域福祉コーディネート活動の推進を図ります。

■主な取組

- ・地域福祉コーディネーターの配置
- ・地域福祉コーディネーターの活動事例の蓄積・共有

■個別計画等

- ・(仮称)恵庭市重層的支援体制整備事業実施計画

生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターの関わり

「生活支援コーディネーター」は、介護予防・日常生活支援総合事業に位置付けられた専門職で、高齢になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、住民同士の支え合いの取組や、生きがいづくり、自分らしく活躍できるための場づくりを進めていく役割を担っています。

第1層(市全域を対象にした資源開発や協議体の設置)と第2層(中学校圏域を対象にした具体的な活動の創出)に分かれています。本市では、第1層は恵庭市社会福祉協議会に1名、第2層については、地域包括支援センターに4名を配置しています。

第2層の生活支援コーディネーターは、地域住民同士の活動を支援する「地域支援」の役割も担っており、**地域福祉コーディネーター兼生活支援コーディネーター**として位置づけ、兼務配置することにより、重層的支援体制整備事業の「アウトリーチ」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施していきます。

◆取組方針3 社会とのつながりや参加を支援する機能の構築

- 既存の介護、障がい、子ども、生活困窮などの既存の社会参加にむけた事業では対応できない複雑で多様なニーズに対応するため、地域福祉コーディネーターが中心となり、本人・世帯の支援ニーズと新たに発掘・整備された地域資源とのコーディネートを行います。
- 世代や属性に関係なく、一人ひとりの困りごとの状況にあわせ、地域や関係機関との連携と協働により、課題解決を目指す支援及びつながり続ける支援を行います。
- 高齢者、障がい者、子どもなど、支援を必要とする人が支えられるだけではなく、役割をもち、支える側、担い手として参加・交流する場づくりやきっかけづくりを進めます。
- ひきこもり状態の人や判断能力が十分でない人で、社会とのつながりが希薄になっている人に対し、必要に応じて伴走支援を行い、地域や社会との接点を確保します。
- 家庭内のデリケートな問題であり、本人や家族に自覚のない場合も多いヤングケアラーについて、地域の関係機関や関係者との連携を深め、早期の発見につなげる見守り環境を構築します。
- 高校中退者、若年無業者等に対し、生活や将来に対する助言、就労支援、居場所づくりなどを行う体制整備を検討します。

■主な取組

- ・社会参加のきっかけづくり
- ・地域活動に関する積極的な情報発信
- ・子ども・若者支援の充実

■個別計画等

- ・(仮称)恵庭市重層的支援体制整備事業実施計画
- ・ケアラー支援推進計画
- ・えにわっこ☆すこやかプラン

◆取組方針4 とりこぼさない支援を考えるプラットフォームの構築

- 地域住民のつながりの稀薄化が進む中、重層的支援体制整備事業における「地域づくり事業・参加支援事業」に関する新たな取組を発掘・育成するほか、支援者の資質の向上並びに地域課題を把握することを目的として、「とりこぼさない支援を考えるプラットフォーム」を構築します。
- 実施体制については、行政をはじめ、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者総合相談支援センター、地域活動支援センター、学校活動推進員などからコアメンバーを選出し、運営方針の検討を行います。
また、「人・考え方・活動」に出会える場所、市民活動の中で生じる課題の解決につなげるアイデアやヒントを共有できる場所として、市民や関係機関等を対象とした「とりこぼさない支援を考える交流会」を開催します。
- 交流会に関する参加団体については、行政、社会福祉協議会、医療法人、社会福祉法人、NPO 法人、民間活動団体、当事者家族会、教育や労働関係機関、民生委員・児童委員、金融機関、福祉関係機関（生活困窮、ひきこもり、ひとり親家庭・子育て支援、障がい福祉、高齢福祉など）等が対象です。

■主な取組

- ・コアメンバー会議による企画・運営
- ・「とりこぼさない支援をうみだす」交流会の開催



出典：長岡京市とりこぼさない支援を考えるプラットフォーム

基本方針2 支援が必要な人を支える仕組みづくり**◆施策1 高齢者への支援****【施策の目標】**

これまで地域における支え合いの基盤となっていた地縁・血縁・社縁といった繋がりが弱くなることや、単身世帯(特に高齢者世帯や生涯未婚世帯)の増加など、社会情勢の変化が見込まれています。そのため、今後も地域包括ケアシステムの推進・深化を図るほか、本市における既存の事業、プラットフォーム、人材、資源などをいかした連携・協働体制の構築を検討します。

◆取組方針1 身寄りのない高齢者等への支援体制の構築

- 高齢者を中心として単身世帯等の増加が見込まれている中、地域・家庭といった支え合いの基盤も弱まっています。こうした中、頼れる身寄りがいないことにより抱える生活上の課題への対応として、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援、入院・入所の手続等支援、死後事務の支援等がないため、必要なサービスの利用等が困難な場面が生じており、国も全国的な支援の枠組み作りに向けて動き出しています。
- 国が示した具体案は、社会福祉協議会や社会福祉法人が、金銭管理などの日常生活支援、入院・入所のほか、葬儀や納骨などの手続きをサポートするもので、早ければ、令和9(2027)年度にも始まる見込みです。

■主な取組

- ・国が進める「総合的な支援パッケージ(日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務の支援)モデル事業の把握と分析

■個別計画等

- ・恵庭市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画



◆取組方針2 災害時の要配慮者(避難行動要支援者)安否確認プロセスの構築

- 過去5年間、日本国内において激甚災害指定は毎年行われ、そのうちの8割は豪雨、梅雨、台風などの水害であり、いつ、どこでも大規模な自然災害に見舞われる可能性が高くなっています。
- 少子高齢化に伴い、被災時に支援を必要とする高齢者や障がいを持つ人が増加しています。他方、医療や福祉関係者などの支援者数は増えず、担い手の負担が大きくなっています。
- 災害関連死が東日本大震災から着目され、その後に発生した災害においては、国や自治体による対策等が講じられているものの、高齢者の占める割合が依然として高くなっており、高齢化が進む地域を直撃した能登半島地震では、より顕著な数字となっています。
- 災害発生時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者を守るために、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映した個別避難計画の作成が求められています。

■主な取組

- ・災害時の要配慮者(避難行動要支援者)の安否確認のプロセス検討
 - 【視点】 避難行動要支援者の安否確認を効率的・確実に行う
 - 災害対策本部への報告、レポートの迅速化、簡素化
 - データ連携による可視化及び負担軽減

■個別計画等

- ・恵庭市地域防災計画・恵庭市水防計画
- ・避難行動要支援者対策計画
- ・恵庭市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

日本の高齢化率

29.3%

3割が65歳以上

(2024年総務省の統計)



◆取組方針3 アドバンス・ケア・プランニング(ACP)の周知・啓発

- 全ての人が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるようにするために、人生の最終段階における医療・ケアにおいて十分に本人の意思が尊重されるほか、人生の最終段階における医療・ケアに関する情報が適切に提供されることや、普及・啓発を図ることが必要になっています。
- これまで国では、人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取組である「人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)」の普及啓発に取り組んできました。
- 在宅医療の普及などに伴い自宅看取りが少しずつ増えてきており、在宅医療では患者本人と家族等の希望を普段の診察時からくみ取るなど、ACP の話し合いが増えています。
- 「人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)」に関する考え方やその取組は、一人ひとり異なり、様々であることを踏まえて、普及啓発を進めることが重要です。

■主な取組

- ・ACP の普及啓発
- ・高齢者の暮らしを支えるケアマネジメントの強化(かかりつけ医、在宅システムの整備)
- ・救急医療と在宅医療の連携構築
- ・医療及び介護従事者向け研修

■個別計画等

- ・恵庭市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画



◆施策2 障がい者(児)への支援

【施策の目標】

「市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現」を目指し、障がいのある方々が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせる福祉の向上に向け、施策を実施していきます。

◆取組方針1 障がい分野における重層的な相談支援体制の推進

○障害者基本法第23条では、市町村に、障がい者及びその家族等の相談に総合的に応じるための必要な相談体制の構築を求めており、障がい者支援における重層的な相談体制として、3層構造が示されています。

○障がい分野における相談支援体制の充実・強化を図るため、令和8(2026)年度末までに、「基幹相談支援センター」の整備に関する市町村の努力義務が設けられています。

「基幹相談支援センター」は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域移行・地域定着の促進、相談支援事業者間の連絡調整、関係機関との連携の支援などを行い、第3層の役割を担います。

■主な取組

- ・基幹相談支援センターの設置
- ・相談支援体制の充実・強化

■個別計画等

- ・えにわ障がい福祉プラン



◆取組方針2 地域生活支援拠点等の整備

○障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設・病院等からの地域移行の推進を担う地域生活拠点等については、令和6(2024)年4月1日から障害者総合支援法に位置づけられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられました。

○地域生活拠点等では、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用によって、地域における生活の安心感を担保する機能のほか、体験の機会を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備し、障がい者等の地域での生活を支援します。

○地域生活拠点等が期待される機能を果たすため、その中心的な役割を担うコーディネーター(拠点コーディネーター)を、基幹相談支援センター等に配置することが求められています。

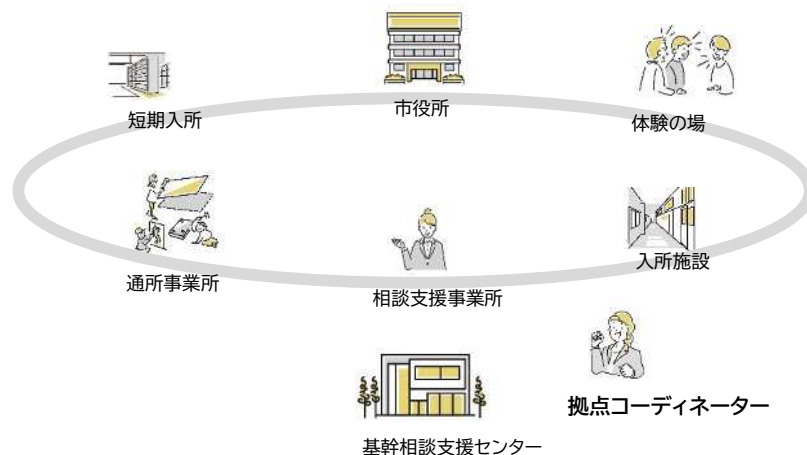
○本市では、「恵庭市障がい者地域自立支援協議会」を活用しながら、行政、相談支援、通所系サービス、訪問系サービス、入所系サービスなどのニーズや既存サービスの整備状況をとらえなおし、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を進めていく予定です。

■主な取組

- ・地域生活支援拠点等の面的整備
- ・人材育成・地域づくり

■個別計画等

- ・えにわ障がい福祉プラン



◆施策3 こども・子育て家庭への支援

【施策の目標】

全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、こども・子育て支援施策を充実させるとともに、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども・若者への様々な支援に取り組みます。

◆取組方針1 こどもまんなか社会の実現に向け、こどもの視点に立った育ちへの支援

○こどもを権利の主体として認識し、その多様な個性を尊重し、最善の利益を図っていきます。また、こどもの視点を尊重し、こどもの意見表明・意見形成の支援を行い、こどもが社会参加しやすい環境づくりを推進します。

○家族の介護その他日常のお世話を過度に行っているヤングケアラーに早期に気づき、福祉・介護・保健・教育・就労等の関係機関が連携し、必要な支援につなぐため、相談窓口の設置やヤングケアラーの社会的認知度の向上のための普及啓発を行います。

◆取組方針2 こどもの健やかな成長と子育て家庭への切れ目のない支援とこどもの安心と安全を支える地域づくり

○こどもや子育て家庭に必要な支援がライフステージに応じて行われ、自分らしい社会生活を送ることができるように切れ目のない支援を提供します。また、子育て家庭の不安や負担感の軽減、孤立の解消が図られるよう地域全体でこどもの育ちを支える地域づくりを推進します。

◆取組方針3 貧困や格差を解消し、全ての子ども・若者の育ちと自立への支援

○貧困や格差の解消を図り、良好な成育環境づくりを進めるとともに、その背景にある孤独・孤立、障がいなどの要因に対し、ニーズの応じた支援を行うため、関係機関等との連携を図り、相談・支援体制の構築やサービスの充実を図ります。

○若い世代が希望を持ち、自らが主体的に自分らしく生きていくことができるよう、学習環境や居場所の整備、就労に向けた支援や情報の発信、関係機関等との連携に取り組みます。

■主な取組

- ・子どもの権利擁護と安心な環境づくり
- ・子どもの安心な居場所づくり
- ・子育て家庭への支援

■個別計画等

- ・えにわっこ☆すこやかプラン
- ・ケアラー支援推進計画



◆施策4 生活困窮者への支援

【施策の目標】

生活困窮者自立支援制度に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方に対し、個々の状況に応じて各種事業を実施し、自立への促進を図ります。

◆取組方針1 生活困窮者自立支援事業の周知・充実

- 生活困窮者に対する相談体制を充実するため、恵庭市社会福祉協議会へ委託し、「生活支援相談窓口」を開設しています。引き続き、市ホームページをはじめ、複数の媒体を活用しながら事業及び相談窓口について情報提供を行います。
- 社会福祉法改正に基づき「恵庭市支援会議」を設置したことにより、生活困窮者に対する自立を支援するために必要な情報交換を行うことが守秘義務を課したうえで可能となりました。委託先の恵庭市社会福祉協議会が核となり、支援会議を通じた関係機関間の連携・強化を促進します。
- 令和6(2024)年度より、必須事業である「自立相談支援事業」、「住居確保給付金の支給」に加えて、一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練につなげる「就労準備支援事業」、家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援を行う「家計改善支援事業」を開始しました。生活困窮者が自立に向けた一歩を踏み出せるよう、事業間で相互補完的・連続的な支援を推進します。

■主な取組

- ・WebサイトやSNSなどを通じた事業周知の継続・拡大
- ・支援会議や任意事業など新たな取組を通じた各支援機関の連携強化・相互補完

■個別計画等

- ・恵庭市社会福祉協議会 地域福祉実践計画



◆取組方針2 住宅確保要配慮者の支援(住まいの確保に向けた支援体制の構築)

○生活困窮者自立支援法が改正され、法律上の定義に「居住の支援」が明記され、自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援など、「属性を問わない住まい相談」に対応することが明確化されました。自立相談支援機関である恵庭市社会福祉協議会が、相談内容に関する課題の把握・分析に努めるとともに、必要に応じて各支援機関と情報共有・役割分担しながら支援を進めていく必要があります。

○住宅セーフティネット法の改正により、「居住支援協議会」の設置が努力義務化されました。地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備に向けて、本市における住宅施策と福祉施策の連携を促進していく必要があります。

○居住支援法人等が大家と連携し、要配慮者に対する日常の安否確認・見守りに加え、生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行う住宅(居住サポート住宅)制度が創設されました。大家・要配慮者の双方が安心して利用できる仕組みをつくる必要があります。

■主な取組

- ・住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の検討

■個別計画等

- ・恵庭市社会福祉協議会 地域福祉実践計画
- ・恵庭市住生活基本計画



基本方針3 地域福祉を支える仕組みづくり

◆施策1 福祉教育の推進

【施策の目標】

福祉教育はすべての人が「ふだんの 暮らしの しあわせ」の実現に向け、今まで他人事だった「福祉」を自分のこととして考えるきっかけを作るためのものです。

地域住民が生涯学習の視点で福祉を学び、地域の福祉課題の解決に参加することで、地域福祉の推進を図ります。

◆取組方針1 地域や学校における福祉教育の推進

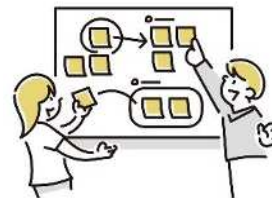
○恵庭市社会福祉協議会では、ボランティア活動の橋渡し役として「ボランティアセンター」を運営しています。地域住民及び児童生徒の地域福祉活動やボランティアへの関心を高め、参加を促すため、ボランティア活動普及事業を推進します。

○ボランティア活動普及事業の一環として、社会福祉への理解と関心を高めるために地域交流活動を支援します。また、学校・家庭・地域が一体となって取り組む地域学校協働活動(コミスク活動)を推進します。

○地域に暮らす障がい者や高齢者の日常生活の課題を理解するため、恵庭市社会福祉協議会が児童・生徒を対象とした福祉体験学習を推進します。また、教育委員会や社会教育委員等と連携して、社会教育や学校教育の中で、福祉教育の機会を提案し、障がいや認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じて、地域や福祉を身近なものとして考える機会を提供します。

■主な取組

- ・福祉に関する講座の実施
- ・イベントや施設での様々な体験事業
- ・地域交流活動の推進



■個別計画等

- ・恵庭市生涯学習基本計画
- ・恵庭市社会福祉協議会 地域福祉実践計画
- ・恵庭市学校教育基本法方針 教育推進プログラム

◆取組方針2 職員に対する福祉研修の実施

○従来の福祉制度では十分に対応できない複雑で複合的な課題を抱える人や世帯に対する支援においては、庁内横断的な連携体制の強化が必要となるほか、地域における活動者や事業者との関係構築及び連携促進を担える職員が求められており、職員の資質及び組織力の向上を図ることが必要です。

○地域共生社会を実現していくためには、福祉施策の範疇にとどまらず、地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げる次なるステージに進むため、庁内連携の促進、庁内外における対話等を通じて協働・連携の輪を広げていくことが必要です。そのために必要な地域福祉の視点及び実践については、担当職員だけが習得するものではなく、市職員であれば誰もが備え、高めるべき能力であることから、取組を進めていきます。

■主な取組

- ・新規採用職員への研修の実施
- ・市職員及び関係支援機関職員への専門的な研修の実施

■個別計画等

- ・なし



◆施策2 地域福祉活動の担い手養成

【施策の目標】

急速な高齢化の進行や支援ニーズの多様化に伴い、福祉サービスや地域活動を担う人材の不足は全国的な課題となっています。この状況に対応するため、恵庭市では民生委員児童委員をはじめとする地域福祉を担う人材や団体への支援、および担い手確保に向けた取組を実施します。

◆取組方針1 民生委員児童委員の活動支援・担い手確保の推進

○令和7(2025)年8月時点において、恵庭市民生委員児童委員連絡協議会のメンバーについては、60歳以上が85.8%を占めています。また、60歳以上で3期以上務めている割合が66%であり、後継者不足による高齢化及び任期の長期化などが課題となっています。

○民生委員のなり手不足の理由としては、「民生委員に限らず地域団体の役員等のなり手が不足」、「地域活動への関心の低下」、「民生委員制度や活動内容の認知不足」などが挙げられています。

○活動における悩みとして、「仕事や家庭による活動時間の確保」、「民生委員の高齢化」、「個別相談への対応」などが上位に挙げられています。

○活動しやすくするために必要な要素として、「町内会との連携強化」、「行政からの必要な個人情報の提供」、「民生委員活動の広報周知による地域理解の促進」などが求められています。

○民生委員児童委員活動の認知度向上、活動内容の見直し(ICT活用を含む)、各関係機関との連携強化を図ることが重要です。

■主な取組

- ・民生委員児童委員活動の認知・啓発の推進
- ・ICT活用等による民生委員児童委員活動内容の見直し・検討
- ・民生委員児童委員活動における研修・他機関との交流を強化
- ・小中学生による民生委員体験事業

◆取組方針2 老人クラブや様々な地域団体への支援

○老人クラブは、老人福祉法 13 条に「老人福祉の増進のための事業を行う者」として位置づけられ、各クラブの会員のいきがい・健康づくりのほか、地域の高齢者の居場所づくり、孤立防止、まちづくりなど多様な分野にも貢献しています。しかし、その活動の継続等に向けては多くの課題を抱えており、老人クラブと行政と一緒に考え、課題の改善に向けた取組を進めることが重要です。

○町内会をはじめとする既存の地域組織・団体の中には担い手不足、高齢化などの理由で存続が困難になっている状況が顕在化しています。このため、新たな担い手の発掘や育成、多様な主体の参画が必要になっています。

○恵庭市社会福祉協議会では、地域で活動するボランティア団体や関係団体に対して積極的な情報提供や活動の支援を行っています。

○本市では、地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターが中心となり、地域支援事業のメニューとしてサロンや各種教室の開催等の運営を支援するなど、住民が主体となった支え合いの地域づくりを推進しています。

■主な取組

- ・老人クラブ活動の支援
- ・地域内のネットワークの構築、社会活動の推進
- ・行政、社会福祉協議会、企業、大学が連携・協働できるしくみづくり
- ・多様な主体の参画促進

■個別計画等

- ・恵庭市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画



◆施策3 福祉人材の確保・育成・定着

【施策の目標】

本市の福祉を支える人材の「確保」・「育成」・「定着」に向けては、市、社会福祉法人、福祉事業所や社会福祉協議会などが一体となって計画的な取組を推進していきます。

◆取組方針 行政並びに関係機関との連携強化

- 我が国では、少子・高齢化が進行し、労働力人口も減少傾向にあるなかで、医療・福祉分野において必要となる就業者数は増加することが予測されており、福祉分野における人材確保は、ますます厳しい状況になることが見込まれています。
- 福祉人材の確保・育成・定着は地域共生社会の実現のうえでも不可欠であり、今後、本市の実情及び課題を踏まえた取組や、効果的な施策の実現に向けては、市内事業者や職員等を対象とした調査及びヒアリングを通じて、実態把握や推計の精度を高めることが重要です。
- 人材確保に加え、職員の定着も大きな課題となっており、事業者向けの研修の実施や ICT を活用した業務効率化など、働きやすい環境づくりを支援します。
- 将来の保健福祉専門職等の担い手を確保するため、中高生向けに福祉の仕事のイメージアップ、やりがい・魅力を発信するなど、理解促進に取り組みます。

■主な取組

- ・官民連携による計画的な人材確保の推進
- ・事業者や福祉専門職等向けの研修の実施

■個別計画等

- ・恵庭市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

基本方針4 地域福祉を推進する地域づくり

◆施策1 地域活動等への参加支援

【施策の目標】

支援する・されるの垣根を超え、いつでも・だれでも・気軽に参加できる地域づくりを推進するため、福祉以外の分野とつながり、多様な場や居場所づくりを充実させていきます。

◆取組方針 地域における集いの場の充実

○地域活動などを活性化するためには地域住民がともに支えあい、助け合いながら地域活動を進めることが重要であり、そのためには地域で顔の見える関係をつくり、住民同士が協力し合える地域をつくっていく必要があります。

○活動拠点としては、既存施設(生涯学習施設、公民館、憩の家等)を最大限に活用し、多様なニーズに対応できる柔軟な運営体制を検討します。また地域住民が主体的に関わる仕組みを導入し、地域ニーズに応じた活動内容やプログラムを提供することで、持続可能な運営を目指します。

○ボランティアセンターに登録されているボランティア団体などの活動内容や活動者募集などは引き続き、恵庭市社会福祉協議会のホームページに掲載し、情報提供を行っていきます。

○市民活動団体の活動は、市民活動団体紹介サイト「えにわ知恵ネット」や、集いの場や生活に役立つ情報を掲載した紹介冊子「えにわ ささ恵あいマップ」の活用により情報提供を進めています。今後も活動を希望される方や支援が必要な方に情報がきちんと届くように情報発信を継続するほか、情報発信を通じて新たな担い手や支援者の掘り起こしにもつなげていきます。

■主な取組

- ・町内会所管課との情報共有・連携
- ・恵庭市社会福祉協議会と連携した活動の発展・充実
- ・「取りこぼさない支援を考える交流会」の開催

■個別計画等

- ・恵庭市社会福祉協議会 地域福祉実践計画

◆施策10 地域や関係機関との連携強化

【施策の目標】

全ての地域の構成員が具体的に連携する「仕組み」と事例に基づく「対話・協議」を通じて、地域福祉を推進する体制を構築します。

◆取組方針 市民団体・事業所などとの連携と協働の推進

- 地域の中において、その実情を把握した民生委員・児童委員をはじめ、各専門分野に詳しいNPO法人や事業者、そして行政が互いに連携することにより、多様化した生活課題の解決につながる体制を目指します。
- 「他人事」ではなく「我が事」として、支える側と支えられる側の区分なく地域福祉に参画できる仕組みが求められています。そのため、互いの活動内容などを知る機会を積極的につくり、地域住民を巻き込みながら各団体をつなげることで、包括的な支援体制づくりに努めます。
- 現在、市では多くの企業や団体などと協定を締結し、地域課題の対応に向けた連携を行っているほか、様々な人的あるいは物的支援の提供を受けています。今後もより多くの企業や団体の活動を地域が求める支援などに適切に結びつけることができるよう、情報提供の仕組みづくりなどを検討します。

■主な取組

- ・恵庭市版地域共生社会の実現に向けた研修会の開催(行政・支援機関など)
- ・「とりこぼさない支援をうみだす交流会」の開催
- ・生活困窮者就労準備支援事業など参加支援事業の積極的な周知
- ・農福連携の推進

■個別計画等

- ・(仮称)恵庭市重層的支援体制整備事業 実施計画
- ・恵庭市社会福祉協議会 地域福祉実践計画
- ・えにわ障がい福祉プラン

再犯防止推進計画

1 計画の基本的な考え方

北海道警察が示した刑法犯総数の認知件数によると、北海道の犯罪件数は減少傾向にあります。しかし、その内の約半数が再犯者という状況になっており、再犯防止は犯罪をなくすうえで重要な課題となっています。また、近年、私たちを取り巻く社会環境は著しく変化し、犯罪や非行の問題もより複雑化しています。安定した仕事や住居がない、薬物やアルコール等への依存、高齢で身寄りがないなど地域社会で生活するうえで様々な生きづらさを感じ、立ち直りに多くの困難を抱える人が多く、その困難により再び犯罪に手を染めてしまう場合も多いと言われています。

このような中、国は平成 28(2016)年に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、令和 5(2023)年 2 月に「第二次再犯防止推進計画」を策定しました。北海道においても、再犯防止法第 8 条に基づく「地方再犯防止推進計画」として、令和 6(2024)年 3 月に「第二次北海道再犯防止推進計画」を策定しています。

本市においても、犯罪をした者等の社会復帰の支援を推進するとともに、安全・安心な地域づくりに寄与することを目的に「恵庭市再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づいた地方再犯防止推進計画として策定し、計画の対象者は、犯罪をした者等のうち支援が必要な者とします。

なお、再犯防止計画は福祉に関する様々な施策と関連することから、国や道の再犯防止計画を踏まえつつ、福祉の総合的な視点に基づく「恵庭市第 5 期地域福祉計画」と一体的に策定します。

3 計画の期間

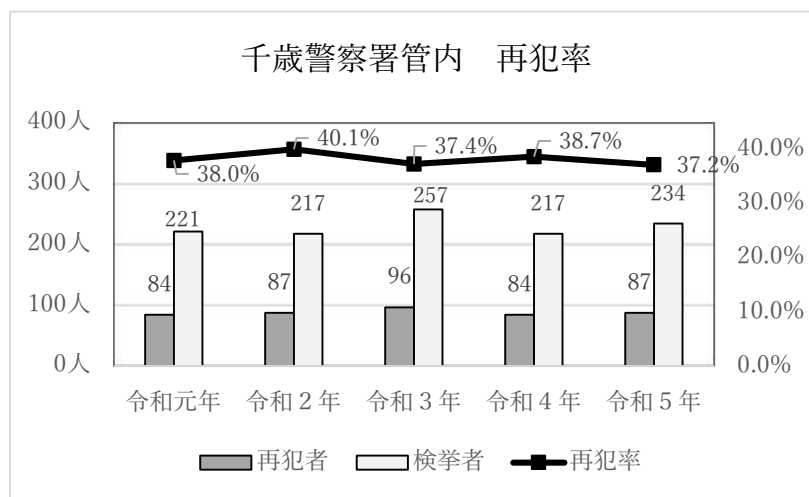
本計画の期間は、恵庭市第 5 期地域福祉計画と一体的に策定することから、令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの 5 年間とします。本計画の推進に当たっては、関係団体と連携して取組状況等の確認・評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

4 本市の現状について

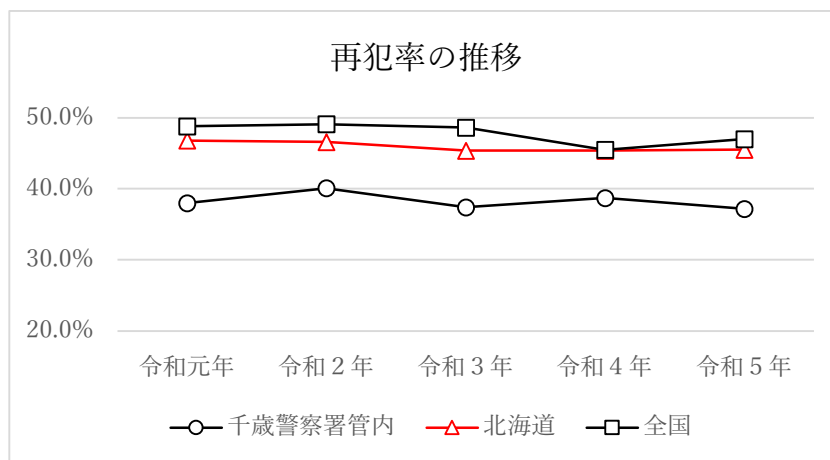
千歳警察署管内における刑法犯の発生件数は、令和元(2019)年以降、令和3(2021)年のみ多少増加していたものの、約220件前後で推移しています。

また、検挙された人員のうち、再犯者の割合は平均して約 38.3%となっています。この割合は、北海道平均約 45.9%、全国平均約 47.8%より低く、千歳警察署管内は北海道及び全国と比較しても再犯率が低い地域であると言えます。

今後もこの水準を維持するため、継続して再犯防止を推進していく必要があります。



<資料:法務省札幌矯正管区提供データ>



<資料:再犯防止推進白書・法務省札幌矯正管区提供データ>

5 施策について

◆施策1 関係機関との連携や広報・啓発活動の充実

【施策の目標】

犯罪をした者が社会的に孤立することなく再び地域社会の一員として立ち直ることができるよう、関係機関で情報を共有します。また、再犯防止を福祉の課題と捉え、推進の意義を明確に伝えることで再犯防止推進に対する理解・協力を得ます。

◆取組方針1 関係機関や団体等との連携強化

○保護司会恵庭分区、恵庭更生保護女性会、札幌保護観察所等の関係機関との連携を強化し、情報共有に努め、犯罪をした者等の再犯防止と円滑な社会復帰を促進します。

◆取組方針2 広報・啓発活動の充実

○毎年7月の再犯防止啓発月間に合せ、街頭啓発への参加や横断幕の掲示を行い「社会を明るくする運動」に取組みます。また、広報やホームページ等を通じて、犯罪や非行防止、更正等に関する情報発信を行い、安全で安心な地域社会を築きます。

◆施策2 更正への支援の充実

【施策の目標】

更正のためには自助努力をすることはもちろん大切ですが、自分の力だけで社会復帰をすることが難しい場合もあります。自立した生活を営んでいくことができるよう、その人のニーズに合った様々な支援を充実させます。

◆取組方針1 就労及び住居の確保

○生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業や、生活保護制度における就労自立促進事業などによる就労支援を行います。また、生活困窮者自立支援法に基づき、住まいの確保が困難な人に対する支援として住まいの相談の受付及び住宅確保給付金の支給を行います。

◆取組方針2 医療・福祉サービス利用の推進

○支援を必要とする犯罪や非行をした人に対し、適切な保健医療・福祉サービスを受けられるよう、保護司等の関係機関と連携して相談支援や情報提供のさらなる充実に努めます。

◆取組方針3 非行の防止

○地域における民生委員・児童委員の活動を支援し、声掛けや見回りにより地域での孤立を防ぐ取組みを推進します。

更生保護とは・・・

罪を犯した人や非行歴のある少年・少女が、社会の中で健全に更生できるよう支援し、再犯の防止を図るための活動です。社会の中で立ち直り助けるためには、地域住民から、更生保護に対する理解と協力を得ることが不可欠です。これは、犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりを目指すことにもつながります。

✓保護司会

保護司は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の国家公務員です。個人での活動として、保護観察官と協働した保護観察、住居や就職先などの生活環境の調整や相談に取り組んでいます。

✓更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行歴のある少年・少女の更生支援活動を行うボランティア団体です。更生保護活動、非行防止活動、子育て支援活動を3つの柱として、多様な活動を展開しています。

✓協力雇用主会

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を、その事情を理解したうえで雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。協力雇用主で組織された恵庭地区協力雇用主会として、他の関係団体と連携した活動を展開しています。

成年後見制度利用促進計画

1. 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない人に代わり、成年後見人等が本人の意思を尊重し、財産管理や契約手続き等を行うことで、本人の権利を守り、安心して生活できるよう支援する制度です。

2. 計画見直しの背景

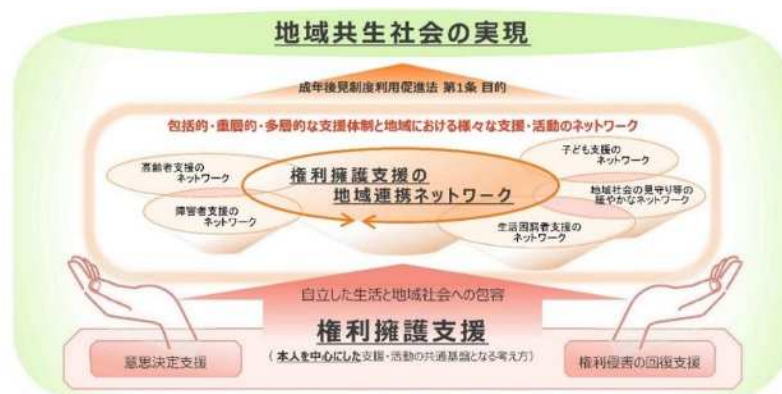
本市では、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の計画として、令和3(2021)年度を計画初年度とした計画を「第4期地域福祉計画」に包含する形で策定しました。

このたび、地域福祉計画の改定および国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の内容を踏まえ、見直しを行うものです。

3. 基本方針

恵庭市では、令和3(2021)年度から成年後見支援センターを中核機関と位置付け、令和7(2025)年度より成年後見支援センター地域連携ネットワーク協議会を立ち上げ、相談体制の構築、市民後見人の育成、後見制度の広報、利用助成などの施策を実施しました。

今後は、新規事業の立ち上げから制度の定着に重点を置くこととし、権利擁護支援を基本と位置付け、地域連携ネットワークの充実などの成年後見制度利用促進に取り組みます。



「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進のイメージ」 ※出典：第二期成年後見制度利用促進基本計画

◆施策 権利擁護支援を支える機能の充実

【施策の目標】

恵庭市成年後見支援センターを中核機関と位置付け、制度の広報、相談支援、ネットワークの構築等に取り組みます。また、中核機関は、関係機関等で構成される恵庭市成年後見制度地域連携ネットワーク推進協議会を支援し、多職種連携による成年後見制度の推進を図ります。

また、成年後見制度による支援が必要な方に適切な支援を提供するために、支援者の育成や利用促進に取り組みます。

◆取組方針1 広報機能の充実

○成年後見制度や権利擁護事業について、市民の正しい理解を促すための方法を検討し、広報活動や啓発を行います。

■主な取組

- ・成年後見制度に関するパンフレットの作成・配布
- ・市民向け講座の開催
- ・関係者向けの研修会の開催
- ・障害者差別解消に向けた広報・啓発

◆取組方針2 相談機能の充実

○地域包括支援センターや障がい者相談支援事業者等の相談支援機関からの相談に応じるとともに、必要に応じて専門職の支援を提供できるよう調整します。

■主な取組

- ・相談支援機関や専門職による連携体制の構築

◆取組方針3 受任者調整等の支援

○家庭裁判所による後見人の選任に当たり、本人の状況に応じた適切な後見人候補者を選定できるようマッチングを行います。

■主な取組

- ・受任調整会議の開催

◆取組方針4 担い手の育成及び支援

○成年後見ニーズが増大することが予想される中、新たな市民後見人の育成やスキルアップのための取組を推進します。

■主な取組

- ・市民後見人養成講座の開催
- ・育成した市民後見人のフォローアップ研修の開催

◆取組方針5 成年後見制度の利用支援

○経済的な事情により、申立費用や成年後見人等の報酬を負担することが困難な方に、その費用の一部を助成することで、制度の利用を促進します。

○後見人等が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申し立てを行うことが困難な場合、市長が成年後見人等の選任の申し立てを行います。

○社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の周知を行うとともに、必要な時には成年後見制度への移行支援を行います。

■主な取組

- ・成年後見制度利用支援事業の実施
- ・市長申立の実施
- ・日常生活自立支援事業の周知

1 計画の周知

広く市民に本計画を理解してもらうことが必要であることから、本市の広報や公式ホームページ、恵庭市社会福祉協議会の機関紙などのほか、福祉関係者や民生委員・児童委員などが集まる会議や勉強会、地区住民が集まる機会に地域福祉や地域福祉計画の周知を図ります。

2 推進体制

■恵庭市社会福祉審議会

・市長の附属機関である「社会福祉審議会」において、本市の社会福祉に係る事項について総合的に検討し、施策の推進を図ります。

■恵庭市保健福祉推進会議

・本市における保健及び社会福祉等の推進を図るため、庁内組織である「恵庭市保健福祉会議」を設置しています。同会議において本計画の進行状況を管理するほか、課題の解決や予防・早期発見を目指し、検証を進めていきます。

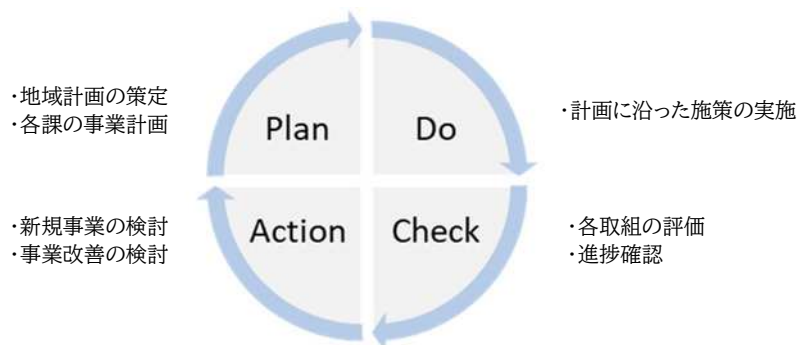
■恵庭市社会福祉協議会との連携・協働による地域福祉の推進

・本市では、恵庭市社会福祉協議会との緊密な連携・協働のもと、地域福祉の推進に向けた施策を展開するほか、今後も恵庭市社会福祉協議会に対して必要な支援を行っていきます。

3 進捗管理

■PDCA サイクルの運用

・各施策を着実に推進していくため、PDCA サイクル(計画、実行、評価、見直し)を通じて、市民ニーズにあった施策がより効果的・効率的に実施されているかを点検し、必要に応じて見直し等を行っていきます。



第5期恵庭市地域福祉計画

令和8年3月

発行 恵庭市

編集 恵庭市保健福祉部福祉課
住所 〒061-1498 恵庭市京町1番地
電話 0123-33-3131(代表)